

# 令和4年度 第3回山形市国民健康保険運営協議会

日時 令和5年2月22日（水）

午後3時00分

場所 山形市役所7階 701A・B会議室

## 次 第

委 嘱 状 交 付

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市民生活部長あいさつ

4 報告事項

- (1) 令和3年度特定健康診査・特定保健指導の実施結果について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金・国民健康保険税の減免状況について
- (3) 山形市国民健康保険条例の一部改正について
- (4) 令和5年度における国民健康保険税の改正について

5 議 事

- (1) 令和5年度国民健康保険事業計画(案)について
- (2) 令和5年度国民健康保険事業会計当初予算(案)について

6 その他

7 閉 会

# 山形市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和5年2月22日現在)

任 期 令和4年8月10日から令和7年8月9日まで

(鈴木委員については備考記載の日)

区分	所 属	氏 名 (敬称略)	備 考
被 保 険 者 代 表 委 員	市自治推進委員	さくらい ただし 櫻井 忠志	令和4年8月10日より
	市民生委員児童委員	すずき かずこ 鈴木 和子	令和5年1月16日より
	市女性団体連絡協議会	よこお みねこ 横尾 峰子	平成30年8月23日より
	山形農業協同組合	たけだ まさのり 武田 政則	令和4年8月10日より
保 険 医 薬 劑 師 代 表 委 員	市医師会	やまぐち よしこ 山口 佳子	令和4年8月10日より
	市医師会	はやし よしこ 林 淑子	平成25年8月10日より
	市歯科医師会	いけの しこう 池野 士功	令和3年5月21日より
	市薬剤師会	さたに みわこ 佐谷 三和子	令和元年8月10日より
公 益 代 表 委 員	市議会議員	あそ たかし 阿曾 隆	令和元年5月17日より
	市議会議員	たかはし きみお 高橋 公夫	令和3年5月20日より
	市議会議員	いしざわ ひでお 石澤 秀夫	令和3年5月20日より
	山形大学	にしおか まさき 西岡 正樹	平成29年8月10日より
被 用 者 保 険 代 表 委 員	全国健康保険協会	さとう ひろし 佐藤 洋	令和3年4月1日より
	フィデア健康保険組合	やまだ りゅうじ 山田 隆二	令和4年4月5日より

**山形市国民健康保険運営協議会  
事務局及び出席職員名簿**

所 属	職 名	氏 名	備 考
市民生活部	部長	山 口 範 夫	
国民健康保険課	課長	佐 藤 啓 明	運営協議会 幹事
〃	広域調整総括主幹 (兼) 課長補佐	矢 田 目 友 弘	〃 幹事
〃	課長補佐 (兼) 国保計画係長	安 倍 大 樹	〃 書記
〃	課長補佐 (兼) 国保資格係長	尾 形 和 浩	
〃	課長補佐 (兼) 国保医療係長	高 橋 修 子	
〃	保険税係長	斉 藤 直 美	
〃	国保計画係主幹	山 口 貴 洋	運営協議会 書記
〃	国保計画係主査	長 谷 川 珠 紀	〃 書記
〃	国保計画係主事	石 山 彩 果	〃 書記
健康増進課	次長 (兼) 課長	鈴 木 みどり	
〃	主幹 (成人保健担当)	村 田 尚 子	

## 4 報告事項

### (1) 令和3年度特定健康診査・特定保健指導の実施結果について

※法定報告値 下段は県内国保平均

#### ① 特定健康診査・・・目標実施率 54%

年 度	対象者数・人			受診者数・人			実施率・% ※			
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	目標値	全体	男性	女性
28	35,641	16,552	19,089	14,105	6,273	7,832	55.0	39.6	37.9	41.0
							—	47.6	46.1	49.2
29	34,642	16,014	18,628	14,022	6,192	7,830	60.0	40.5	38.7	42.0
							—	48.2	46.7	49.7
30	33,468	15,510	17,958	13,814	6,146	7,668	45.0	41.3	39.6	42.7
							—	49.9	48.3	51.5
1	32,641	15,140	17,501	13,519	6,013	7,506	48.0	41.4	39.7	42.9
							—	50.9	49.2	52.6
2	32,663	15,150	17,513	12,167	5,527	6,640	51.0	37.3	36.5	37.9
							—	48.5	47.2	49.7
3	32,047	14,934	17,113	13,039	5,875	7,164	<b>54.0</b>	<b>40.7</b>	39.3	41.9
							—	50.8	49.4	52.2

#### ② 特定保健指導・・・目標実施率 46%

##### 1) 動機付け支援

年 度	対象者数・人			実施者数・人			実施率・% ※		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	全体	男性	女性
28	1,057	671	386	223	136	87	21.1	20.3	22.5
							42.9	41.1	46.1
29	964	616	348	256	141	115	26.6	22.9	33.0
							44.4	42.3	48.0
30	911	557	354	329	184	145	36.1	33.0	41.0
							47.6	45.2	51.3
1	862	532	330	326	192	134	37.8	36.1	40.6
							49.6	47.6	53.0
2	760	459	301	282	158	124	37.1	34.4	41.2
							51.2	48.8	55.0
3	875	522	353	312	179	133	<b>35.7</b>	34.3	37.7
							50.6	47.9	54.8

## 2) 積極的支援

年 度	対象者数・人			実施者数・人			実施率・% ※		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	全体	男性	女性
28	327	251	76	28	17	11	8.6	6.8	14.5
							20.8	20.8	21.0
29	312	251	61	39	23	16	12.5	9.2	26.2
							22.2	20.5	29.9
30	296	249	47	38	27	11	12.8	10.8	23.4
							22.6	21.6	27.1
1	269	223	46	26	18	8	9.7	8.1	17.4
							21.8	21.1	25.6
2	265	217	48	26	18	8	9.8	8.3	16.7
							26.2	25.6	29.1
3	294	230	64	48	40	8	<u>16.3</u>	17.4	12.5
							29.1	28.6	31.8

## 3) 動機付け支援+積極的支援

年 度	対象者数・人			実施者数・人			実施率・% ※			
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	目標値	全体	男性	女性
28	1,384	922	462	251	153	98	50.0	18.1	16.6	21.2
							—	36.3	33.9	41.5
29	1,276	867	409	295	164	131	60.0	23.1	18.9	32.0
							—	38.0	34.8	45.0
30	1,207	806	401	367	211	156	25.0	30.4	26.2	38.9
							—	40.4	37.0	47.3
1	1,131	755	376	352	210	142	32.0	31.1	27.8	37.8
							—	41.8	38.4	49.0
2	1,025	676	349	308	176	132	39.0	30.0	26.0	37.8
							—	43.9	40.5	51.0
3	1,169	752	417	360	219	141	<u>46.0</u>	<u>30.8</u>	29.1	33.8
							—	44.4	41.1	51.3

### 【参考】

#### 第二期計画期間の目標

	H25	H26	H27	H28	H29
特定健診実施率	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	20%	30%	40%	50%	60%

#### 第三期計画期間の目標

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健診実施率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
特定保健指導実施率	25%	32%	39%	46%	53%	60%

## 報告事項

### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金・国民健康保険税の減免状況について

#### I 傷病手当金について

##### 1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に対し傷病手当金を支給するもので、主な内容は次のとおりです。

##### (1) 支給対象者（次の4つの条件をすべて満たす場合）

- ① 山形市国民健康保険に加入していること。
- ② 勤め先から給与等の支払いを受けていること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。
- ④ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日があること。

##### (2) 支給対象となる日数

就労ができなくなった日から起算して4日目以降で就労ができない日数

##### (3) 支給額

$(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象日数}$

※給与等の一部を受けられる場合、給与調整を行う。また上限設定あり。

##### (4) 適用期間

令和2年1月1日から令和5年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（但し、入院が継続する場合は最長1年6月まで）

※R4.1.1.28厚労省通知により適用期間延長

##### 2. 申請状況等(令和4年12月末現在)

令和2年度 申請件数 1件 支給決定件数 1件 (支給額: 54,616円)

令和3年度 申請件数 3件 支給決定件数 3件 (支給額: 104,623円)

令和4年度 申請件数 35件 支給決定件数 34件 (支給額: 1,016,279円)

## II 国民健康保険税の減免制度について

### 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

#### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少することが見込まれる等、次の基準に該当する場合は、申請により被保険者等に係る本市国民健康保険税の減免を行います。

#### 2 減免の内容

【上段：対象となる世帯 下段：減免額】

1	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額														
2	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、次の①～③までの全てに該当する世帯</p> <p>世帯の主たる生計維持者について、</p> <p>① 令和4年の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>② 令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>対象保険税額【表1】に減額又は免除の割合【表2】をかけた金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【表1】</p> <math display="block">\text{対象保険税額} = A \times B / C</math> <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【表2】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部（10分の10）</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	<p>【表1】</p> $\text{対象保険税額} = A \times B / C$ <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額</p>	<p>【表2】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部（10分の10）</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部（10分の10）	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
<p>【表1】</p> $\text{対象保険税額} = A \times B / C$ <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額</p>	<p>【表2】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部（10分の10）</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部（10分の10）	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2		
前年の合計所得金額	減額又は免除の割合														
300万円以下	全部（10分の10）														
400万円以下	10分の8														
550万円以下	10分の6														
750万円以下	10分の4														
1000万円以下	10分の2														

#### 3 減免の対象

##### (1) 令和3年度相当分の国民健康保険税

令和3年度末に資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来するもの。なお、世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額は、令和2年分と令和3年分を比較のうえ判断することとする。（令和3年度申請書様式を使用）

##### (2) 令和4年度分の国民健康保険税

令和4年度分の国民健康保険税であって令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。（原則令和3年度以前に遡る減免申請は受け付けない。）

4 減免申請受付期間

- (1) 令和3年度相当分：令和5年5月1日まで
- (2) 令和4年度分：令和4年7月12日から令和5年5月1日まで

5 周知方法

- (1) 広報やまがた 7/15号及び市ホームページにて掲載
- (2) 令和4年度国民健康保険税納税通知書に減免のお知らせを同封（7/11日発送分）

6 令和2年度減免申請状況（R3.3月末）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却・取下げ件数	審査中	減免決定額
R1年度分	70件	60件	10件	0件	1,497,100円
R2年度分	408件	350件	58件	0件	68,806,600円
合計	478件	410件	68件	0件	70,303,700円
R2年度分		うち	全額減免 193件		33,717,600円
			一部減免 157件		35,089,000円

7 令和3年度減免申請状況（R4.3月末）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却件数	審査中	減免決定額
R3年度分	149件	128件	21件	0件	21,859,500円
		うち	全額減免 71件		11,673,600円
			一部減免 57件		10,185,900円

8 令和4年度減免申請状況（R4.12月末受付分まで）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却件数	審査中	減免決定額
R4年度分	40件	30件	10件	0件	5,294,100円
		うち	全額減免 10件		1,345,100円
			一部減免 20件		3,949,000円

9 参考（No.8との比較のため）令和3年度減免申請状況（R3.12月末受付分まで）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却件数	審査中	減免決定額
R3年度分	112件	94件	18件	0件	17,454,400円
		うち	全額減免 50件		9,041,900円
			一部減免 44件		8,412,500円

4.12月末/R3.12月末	申請件数	35.7%
	減免決定件数	31.9%
	減免決定額	30.3%

※棄却の主な理由

- 減少率が10分の3未満
- 前年の所得が0円のため、表1の計算式に当てはめると減免対象税額が0円になる。



## 報告事項

### (3) 山形市国民健康保険条例の一部改正について

#### 1 条例改正の背景

出産育児一時金は、公的医療保険の被保険者又は被扶養者が出産した場合において、出産に関する費用負担を軽減するために当該公的医療保険から一定の金額が支給されるもので、国民健康保険の場合、国民健康保険法において、条例の定めるところにより支給を行うものとされています。

このたび、子育て世帯への支援を強化し、経済的負担を軽減することを目的として健康保険法施行令等の公的医療保険関係政令の改正（令和5年2月1日公布、同年4月1日施行）が行われ、全国健康保険協会（協会けんぽ）や共済組合等の被保険者等に係る出産育児一時金の額が引き上げられます。

これにあわせ、本市の国民健康保険の被保険者が出産した場合の出産育児一時金の額についても同様に引き上げようとするものです。

#### 2 条例改正の内容

出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げます（8万円の増額）。

改正前	出産育児一時金 42万円（加入分娩機関で出産した場合）	
	40.8万円	掛金分 1.2万円
↓		
改正後	出産育児一時金 50万円（加入分娩機関で出産した場合）	
	48.8万円	掛金分 1.2万円

※ 産科医療補償制度（分娩に関連して重度の脳性麻痺を発症した子どもとその家族の経済的負担を補償すること等を目的に創設された制度）に加入している分娩機関で出産した場合、掛金分が支給額に加算され、支給総額は50万円となります。

#### 3 条例の施行期日等

令和5年4月1日から施行し、同日以後の出産について適用します。

#### 4 これまでの支給額の経過

	本来分	掛金分	計	備考
H18.10以前	300,000円	-	300,000円	
H18.10	350,000円	-	350,000円	本来分50,000円増
H21.1	350,000円	30,000円	380,000円	産科医療補償制度導入
H21.10	390,000円	30,000円	420,000円	本来分40,000円増・直接支払制度導入
H27.1	404,000円	16,000円	420,000円	掛金引き下げ
R4.1	408,000円	12,000円	420,000円	掛金引き下げ
R5.4	488,000円	〃	500,000円	本来分80,000円増

## 報告事項

### (4) 令和5年度における国民健康保険税の改正について

#### 1 条例改正について

令和4年12月23日の閣議決定による「令和5年度税制改正の大綱」の中で、国民健康保険税に係る部分として、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の引き上げが盛り込まれたことから、地方税法施行令の改正に伴い国民健康保険税条例を改正するものです。

#### 2 改正の内容

##### (1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げます。

区 分	課 税 限 度 額		引き上げ額
	現 行	改 正 後	
基礎課税額	650,000 円	650,000 円	—
後期高齢者支援金等課税額	200,000 円	<u>220,000 円</u>	20,000 円
介護納付金課税額	170,000 円	170,000 円	—
合 計	1,020,000 円	1,040,000 円	20,000 円

##### (2) 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の見直し

5割軽減・2割軽減の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得基準額を引き上げます。

軽減割合	軽減判定所得基準額	
	現 行	改 正 後
7割軽減	43万円（基礎控除額）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円（基礎控除額）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円（基礎控除額）＋ （28.5万円×被保険者等の数）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円（基礎控除額）＋ （ <u>29万円</u> ×被保険者等の数）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円（基礎控除額）＋ （52万円×被保険者等の数）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円（基礎控除額）＋ （ <u>53.5万円</u> ×被保険者等の数）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）

【被保険者等】 被保険者数及び国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者

### 3 課税限度額超過世帯数等について

区 分	加入世帯数	課税限度額超過世帯数		世帯数の比較
		改正前	改正後	
基礎課税額	28,653 世帯	635 世帯	635 世帯	0
後期高齢者支援金等課税額		602 世帯	504 世帯	98 世帯減
介護納付金課税額		179 世帯	179 世帯	0

※限度額の引き上げにより課税限度額超過世帯数は 98 世帯が減少しますが、1,150 万円の増額が見込まれます。

### 4 軽減対象世帯数等について

区 分	加入世帯数	軽減対象世帯数		世帯数の比較	影響見込額
		改正前	改正後		
7 割軽減	28,653 世帯	8,111 世帯	8,111 世帯	0	0
5 割軽減		4,619 世帯	4,674 世帯	55 世帯増	227 万円
2 割軽減		3,270 世帯	3,801 世帯	531 世帯増	350 万円
合 計		16,000 世帯	16,586 世帯	586 世帯増	577 万円

※5 割軽減：軽減対象世帯数は、55 世帯増加し、227 万円の軽減額の増加が見込まれます。  
 2 割軽減：軽減対象世帯数は、531 世帯増加し、350 万円の軽減額の増加が見込まれます。  
 (合計で 586 世帯増加し、577 万円の軽減額の増加が見込まれる。)

### 5 令和 5 年度国民健康保険税の算定モデルケース（概算）

条件：50 歳加入者一人（単身世帯） 単位（円）

所得金額	軽減後税額 改正前					軽減後税額 改正後				
	基礎	後期高齢者支援	介護納付金	計	軽減又は限度額区分	基礎	後期高齢者支援	介護納付金	計	軽減又は限度額区分
0	14,850	4,530	4,080	23,400	7 割軽減	14,850	4,530	4,080	23,400	7 割軽減
720,000	66,918	20,171	16,912	104,000	2 割軽減	52,068	15,641	12,832	80,500	5 割軽減
960,000	99,426	29,887	24,624	153,900	軽減なし	89,526	26,867	21,904	138,200	2 割軽減
7,500,000	650,000	200,000	160,656	1,010,600	限度額 (介護以外該当)	650,000	212,353	160,656	1,023,000	限度額 (医療のみ該当)
8,000,000	650,000	200,000	170,000	1,020,000	限度額 (全て該当)	650,000	220,000	170,000	1,040,000	限度額 (全て該当)

※国民健康保険税は 100 円未満切り捨て

## 5 議事 (1)

### 令和5年度国民健康保険事業計画(案)

#### 1 基本方針

国民健康保険制度は国民皆保険体制の下、国の医療保険制度の基礎として重要な役割を担ってきました。進展する少子高齢化社会において、誰もが安心して医療が受けられるよう、受診機会の確保や健康の保持・増進に寄与しています。

しかしながら、国民健康保険が抱える問題は、被保険者の減少に伴う保険税収入の低下の中で被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより一人当たり医療費が増嵩傾向であり、財源の確保が大変厳しい状況となっています。また、被保険者には所得に対する保険税の負担が高くなっておりませんが、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題として全国的にも厳しさが増しているところです。

山形市国民健康保険事業会計においては、実質単年度収支の不足分は財政調整基金の取崩し等により運営しておりますが、令和4年度においては1億5千4百万円を基金へ積立て、年度末における基金残高は7億5千2百万円となる見込みです。

令和5年度の山形市国民健康保険事業運営については、従来のサービスを維持しながら適正な業務遂行に努めるとともに、第二期データヘルス計画の最終年として、特定健診・特定保健指導実施率等の最終目標達成に向けて、山形市保健所と連携し市の実情に即した健康の保持・増進を図る事業を展開しつつ、令和6年度が開始年度となる第三期データヘルス計画の策定も併せて行います。

今後も、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ちその保持・増進のために行動することを促し、もって健康寿命の延伸を図り、「健康医療先進都市」実現の一翼を担ってまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により、市が県に納める国民健康保険事業費納付金の変動が見込まれることや税収の今後の見通しが立てにくいこと等、運営上課題もあることから、機会をとらえ、国に対し国民健康保険財政への支援の拡充を要望するとともに、県ならびに県内市町村保険者との連携を密にしながら、以下の事項について取り組んでまいります。

## 2 令和5年度国民健康保険税率

### 1 現行税率の維持

#### (1) 維持についての考え方

今年度の納付金は昨年度より若干増加しており、今後については不透明なところではあるが、令和5年度においては、国民健康保険事業財政調整基金からの繰入れを図ることで調整し、現行税率を維持していく。

#### (2) 令和5年度 保険税率

	所得割	均等割	平等割
医療分	9.42%	22,800円	26,700円
支援金分	2.79%	6,700円	8,400円
介護分	2.08%	13,600円	—

※未就学児に係る均等割額は、それぞれの均等割額の5割。

#### (3) 令和5年度 保険税収入見込み

4,282,646千円（現年度分 4,111,016千円、滞繰分 171,630千円）

### 【参考資料】

#### 1 国民健康保険事業費納付金の算定結果（県からの通知）

	令和5年度 (仮算定)	令和4年度 (本算定)	差 額
納付金額	5,657,700,608円	5,589,065,855円	68,634,753円増

※令和5年度の確定納付金：5,602,091,206円

#### 2 国民健康保険事業財政調整基金の見込み

	令和4年度末見込	令和5年度当初予算(案)
取崩額		304,670千円
残 高	752,295千円	447,625千円

#### 3 令和5年度の公費

項 目	予 算 額		
財政調整機能の強化	800億円		
【内訳】			
	R4	R5	増減
普通調整交付金	500億円	550億円	+50億円
特別調整交付金	200億円	200億円	±0億円
暫定措置	100億円	50億円	-50億円
保険者努力支援制度	1,000億円		
【事業費(1000億円)の内訳】			
	R4	R5	
当該予算額	1000億円	1,000億円	
都道府県分	500億円	500億円	
市町村分	500億円	500億円	
特別高額医療費共同事業	60億円		
	計 1,860億円		

### 3 主な事業等

#### 1 健全な事業運営の推進

##### (1) 保険資格適用の適正化

年金被保険者情報を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して離脱手続きを促す。

##### (2) 国民健康保険税の適正課税

課税限度額を見直し、限度額超過世帯の負担割合について均衡を図る。  
また、所得未申告世帯の減少に努め、従前地への所得照会や当該世帯主への催告書送付等を行う。  
特に、6月を強化月間と定め、当初賦課に備える。

区分	課税限度額		増減
	現行	改正後	
医療分	65万円	65万円	+0万円
支援金分	20万円	22万円	+2万円
介護分	17万円	17万円	±0万円

##### (3) 収納体制の強化と収納率の向上（徴収部門との連携）

###### ①納税推進の充実・強化

定期的な情報交換会等の実施により納税課との連携を図り、納税推進の充実・強化に努める。また、現年度分の徴収の強化や、日曜催告などの実施により収納率の向上を図る。

###### ②短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付

###### ・短期被保険者証

前年度の国民健康保険税を2分の1以上滞納している世帯に対し交付し、納税を促す。

###### ・被保険者資格証明書

短期被保険者証を交付した世帯の内、特別の事情もなく前年度の国民健康保険税を全く納付しない世帯に交付し、納税を促す。

※被保険者資格証明書を交付する際は、審査会に付し慎重に検討を行う。

##### (4) 第三者行為求償事務の実施

法第64条第1項の規定に基づき、保険給付の給付事由が第三者の行為による場合、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権のうち、保険給付分である保険者負担分の請求権を代位取得する（求償権）。  
被害届の受理を持って求償権が行使可能となるため、勧奨通知を送付するなど、届出励行のための取組みを行う。

##### (5) 制度見直しへの対応及び事務の見直し

- ①令和6年秋から健康保険証の廃止を目指している国の施策に沿い、マイナンバーカードの保険証利用のメリットを様々な媒体で広報することで、マイナンバーカードの取得、保険証利用の促進に努める。
- ②新たな制度等についての情報収集に努め、今後の対応にあたる。
- ③普段から事務の見直しを行い、業務の効率化に努める。

## 2 データヘルス計画に基づく保健事業

令和5年度が最終年となる第二期データヘルス計画に定めた短期目標に係る管理指標等について、最終年として包括的に評価するとともに、山形市保健所と連携して、特定健診の結果や電子レセプト等の医療情報を科学的に分析し、市民の実情に即した健康の保持・増進を図る。また、令和6年度が開始年度となる第三期同計画の策定も併せて行う。

### (1) 要治療者に対する受診勧奨事業

特定健診の結果、「血圧」「脂質」「血糖」に関する項目が要治療である者のうち未治療者に対し、受診勧奨および生活習慣病予防に関する保健指導を実施することで、早期治療を促し、生活習慣病重症化疾患の新規患者の抑制を図る。

### (2) 糖尿病等重症化予防事業

特定健診の結果、「糖」および「腎機能」に関する項目が要治療である者のうち未治療者に対する受診勧奨、および糖尿病治療中断者に対する受診勧奨、かかりつけ医が必要と認めた者に対する保健指導を実施することにより、糖尿病の重症化を予防するとともに、糖尿病性腎症およびそれに起因する腎不全の新規患者の抑制を図る。

### (3) 特定保健指導利用促進事業

特定健診の結果、特定保健指導の対象となったにもかかわらず未利用である者に対し、利用者のニーズを分析し、利用の契機につながる効果的な利用勧奨を実施する。

### (4) 特定健診受診促進事業

生活習慣病の予防のために必要な対策を講じるには、毎年特定健診を受診し、継続的に健康状態を確認する必要があることから、過去の受診歴等に応じてグループ分けし、それぞれ内容の異なるメッセージ性の強い勧奨資料を送付する。

### (5) 健康講座等による生活習慣病予防の普及啓発事業

生活習慣病は予防可能な疾病であることやその対策などについて、山形市保健所で行う健康講座等と連携し広く市民に啓発する。

## 3 医療費適正化の推進

### (1) 被保険者資格点検、レセプト内容点検等の実施

縦覧点検、調剤レセプトの突合点検については、「山形県国民健康保険運営方針」に沿って、レセプト点検業務支援事業を行う山形県国民健康保険団体連合会に業務を委託し、より効率的に実施する。

### (2) ジェネリック医薬品の利用促進

ジェネリック医薬品を使用した場合の新薬（先発医薬品）との差額通知を行い（年3回）、使用率のアップを目指すとともに、効果測定システム（国保連提供）により使用状況の把握に努める。

【目標値】使用割合（数量ベース）：86.0%

### (3) 医療費通知の送付

医療機関からの誤った請求や重複・頻回受診など医療費適正化についての意識啓発を図るため、医療費通知を送付する（年3回）。

### (4) 重複頻回受診者対策事業の実施

保健師等が家庭訪問等により、重複受診者や頻回受診者が抱える問題の解決に向けて支援することで、適正な受診行動を促し医療費の抑制を図る。

#### 4 保健事業の推進（データヘルス計画に基づくものを除く）

##### （１）特定健康診査及び特定保健指導の実施

- ①特定健康診査
  - ・受診対象者に個別通知を送付するとともに、各世帯へ「健診べんり帳」を配布して周知を図る。
  - ・受診者の利便性向上のため、休日健診を設定し、受診機会の向上に努める。
- ②特定保健指導
  - ・健診センター等における健診日当日に初回の指導を実施する等、対象者が利用しやすい体制づくりに努める。

##### （２）国保ミニドックへの助成

国保ミニドックによる精密健診を受診した場合、1人につき7,000円を助成する（医師会健診センター等で実施）。

##### （３）内科医院への送迎

前移動診療所を利用していた方を対象に、月2回（隔週）内科医院までの送迎を実施する。

- ・運行地区 高瀬地区、大曾根地区
- ・年間運行回数 各地区24回の予定

#### 5 国民健康保険税の負担軽減対策

##### （１）国民健康保険税の7割・5割・2割の減額制度の実施

一定所得以下の国民健康保険加入世帯に対して、国民健康保険税の均等割額と平等割額を減額する。  
地方税法施行令の改正に伴い国民健康保険税の軽減判定基準額を見直す。

軽減割合	区分	軽減の判定所得基準
7割	改正なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	現行	43万円+28.5万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)
	改正後	43万円+29万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	現行	43万円+52万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)
	改正後	43万円+53.5万円×被保険者等の数+10万円×(給与所得者等の数-1)

【給与所得者等】一定の給与所得者(給与収入55万円超の者)及び公的年金受給者(65歳未満の場合は60万円超、65歳以上の場合は110万円超の方)

【被保険者等】被保険者及び国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方

##### （２）非自発的失業者に対する軽減制度の実施

倒産、解雇等の理由で離職された方が国民健康保険に加入する場合、国民健康保険税の計算の基礎となっている前年の所得のうち、離職者本人の給与所得を100分の30とみなして計算する。

##### （３）国民健康保険税減免制度の実施

国民健康保険税の賦課後において、納税が困難な方に対して、申請により一時的・個別的な救済措置として国民健康保険税を減免する。（審査あり）

##### （４）未就学児に係る均等割額の減額措置の実施

国民健康保険税について、未就学児に係る均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額する。



## 6 国民健康保険の県単位化による県内市町村事務等の標準化・広域化

### (1) 山形県との連携

- ①県による保険給付の点検・調整  
保険医療機関等による他市町村にまたがる不正請求事案に対し、県の協力を得ながら費用返還を求める。
- ②療養費の支給の適正化  
県からの各種情報提供や点検支援等も得ながら、適正な支給を行う。
- ③レセプト点検及び第三者行為求償事務の充実強化  
県と連携し、医療費適正化に向けたレセプト点検の充実を図るとともに、保険会社等に対する賠償額の請求を確実なものとする取組みを行う。
- ④広報事業の共同実施  
市町村が個別に実施するよりも、県レベルで行った方が事業の効率化が図られるものについて、県による広報を求める。

## 7 広報・啓発活動

### (1) きめ細かな啓発活動の実施

- ①国民健康保険制度及び制度改正の内容等を理解してもらい円滑な事業運営を図るため、「国民健康保険ガイドブック」や「健診べんり帳」の配布による情報の提供を行うほか、「広報やまがた」やホームページ等を活用し、きめ細かな啓発活動を実施する。
- ②65歳以上で障がい認定の申請要件を満たす方に対し、後期高齢者医療制度に加入できることについて案内し、加入勧奨を行う。
- ③特定健康診査・特定保健指導の受診勧奨、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費通知の趣旨、重複頻回受診の抑制などについて周知し、市民への意識づけを図る。
- ④市国民健康保険の財政状況について、被保険者をはじめとした市民の理解を図るため、市報による分かりやすい情報提供を行う。

議事

(2) 令和5年度国民健康保険事業会計当初予算(案)について

(単位:千円・%)

区 分		年 度		前年比	摘 要																
		令和4年度当初予算	令和5年度当初予算																		
		金 額	金 額																		
入	国民健康保険税	4,482,552	4,282,646	△ 4.5	税率等																
	医療分	3,237,846	3,094,751	△ 4.4	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>医療分</th> <th>支援分</th> <th>介護分</th> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>9.42%</td> <td>2.79%</td> <td>2.08%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>22,800円</td> <td>6,700円</td> <td>13,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>26,700円</td> <td>8,400円</td> <td>—</td> </tr> </table>	区分	医療分	支援分	介護分	所得割	9.42%	2.79%	2.08%	均等割	22,800円	6,700円	13,600円	平等割	26,700円	8,400円	—
	区分	医療分	支援分	介護分																	
	所得割	9.42%	2.79%	2.08%																	
	均等割	22,800円	6,700円	13,600円																	
	平等割	26,700円	8,400円	—																	
	支援金分	963,928	925,401	△ 4.0																	
	介護分	280,778	262,494	△ 6.5																	
国庫支出金	500	239	△ 52.2	災害臨時特例補助金																	
県支出金	16,289,339	16,087,235	△ 1.2	保険給付費等交付金																	
一般会計繰入金	1,434,729	1,490,714	3.9																		
入	財政調整基金繰入金	168,577	304,670	80.7	R4末見込残高 752,295千円																
	繰越金	1	1	0.0																	
	その他	54,713	54,721	0.0	手数料・財産収入・諸収入																
	合計	22,430,411	22,220,226	△ 0.9																	
	総務費	304,603	319,106	4.8																	
	保険給付費	16,129,229	15,956,658	△ 1.1	[保険給付費決算比較]																
	療養給付費	13,918,002	13,762,533	△ 1.1	25年度:164億(対前年比 0.8%)																
療養費	95,880	90,848	△ 5.2	26年度:162億( " △0.8%)																	
審査支払手数料	47,455	47,162	△ 0.6	27年度:167億( " 2.9%)																	
高額療養費	2,014,405	1,995,136	△ 1.0	28年度:162億( " △2.8%)																	
移送費	10	10	0.0	29年度:160億( " △1.3%)																	
出産育児一時金	37,819	45,019	19.0	30年度:157億( " △2.2%)																	
葬祭費	15,500	15,500	0.0	元年度:156億( " △0.3%)																	
傷病手当金	158	450	184.8	2年度:150億( " △4.1%)																	
				3年度:159億( " 6.3%)																	
出	国保事業費納付金	5,712,312	5,657,702	△ 1.0	県全体の推計保険給付費がR4確定時よりも約18億円増加したこと等によるもの。																
	医療分	4,006,019	3,863,947	△ 3.5																	
	支援金分	1,326,734	1,409,839	6.3	(参考)																
	介護分	379,559	383,916	1.1	R4確定額 5,589,068千円																
	共同事業拠出金	7	5	△ 28.6	年金受給者リスト																
	保健事業費	204,080	206,575	1.2	データヘルス計画に基づく保健事業など																
	その他	80,180	80,180	0.0	諸支出金・予備費																
	合計	22,430,411	22,220,226	△ 0.9																	